

令和5年5月8日改正

## 新型コロナウイルス感染症に関する就業ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、「2類相当」から「5類」に移行されました。それにより、感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じになります。

会員の状況	対応内容等
体調不安や発熱などの症状がある場合	具合が悪い場合は無理をせず、早めに医療機関の受診をお願いします。
外出の自粛について	発症日を0日目として5日間は外出を控えることを推奨します。
マスクの着用について	<p>【個人の判断が基本となります。】 発症後、10日間を経過するまではウイルス排出の可能性があることから、マスク着用など周りへの配慮をお願いします。</p> <p>引き続きマスク着用が推奨されることが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関や感染リスクが高い人との接触</li><li>・3密の状況が想定される場合など</li></ul> <p>※マスクの携行を推奨します。</p>

皆さんご承知の通り、新型コロナウイルスは感染力が強く、重症化リスクが高いウイルスで、現在も各国から変異株の発生が報じられています。今後も流行状況に気を付けながら、換気、手洗い（消毒）、3密の回避など基本的な感染防止対策を心がけましょう。

草加市シルバー人材センター 安全・適正就業部会